令和2年第3回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



議案第1号	八千代市特別職の職員の給与,旅費及び費用弁償に関	
	する条例の一部を改正する条例の制定について	1頁
議案第2号	八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改	
	正する条例の制定について	3 頁
議案第3号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ	
	いて	5 頁
議案第4号	八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び	
	管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい	
	て	7 頁
議案第5号	八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例	
	の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第6号	八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業	
	の施行に関する条例を廃止する条例の制定について	13頁
議案第7号	決算認定について	15頁
議案第8号	八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ	•
	いて	17頁
議案第9号	八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認	
	定について	19頁
議案第10号	令和2年度八千代市一般会計補正予算(第6号)	21頁
議案第11号	令和2年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算(
	第 3 号)	21頁
議案第12号	専決処分の承認を求めることについて	
	(令和2年度八千代市一般会計補正予算(第5号))	23頁
議案第13号	議決事件の一部変更について	
	(八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備	
	PFI事業)	25頁
	数音丞昌会丞昌の任命について	97百



議案第1号

八千代市特別職の職員の給与, 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

八千代市特別職の職員の給与, 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例を次のように制定する。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特別職の職員の給与, 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

八千代市特別職の職員の給与,旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年 八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3中大和田駅南地区土地区画整理審議会の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 会議として行うべき審査、審議又は調査等(以下「審査等」という。
 -)について、天災その他のやむを得ない事情により会議に代えて書面による審査等を行う場合において、市長が適当と認めるときは、第6条第3項の規定にかかわらず、当該1回の会議に代えて行う書面による審査等を1回の会議とみなしてこの表の報酬日額の欄に定める額の報酬を支給することができる。
- 2 前項に規定する報酬の支給の対象となる附属機関その他その支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第6大和田駅南地区土地区画整理評価員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第3備考の規定は、令和2年5月11日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により会議に代えて書面により審査等を行う場合等における附属機関の委員等の報酬の支給について定める等のため,条例を改正いたしたい。

議案第2号

八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定 について

八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のよう に制定する。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例(昭和49年八千代市条例第40 号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「伝染病予防法(明治30年法律第36号)第1条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症のうち規則で定めるもの」に、「第2条の規定による伝染病並びに結核及び狂犬病(以下「伝染病」を「第2条第1項に規定する家畜伝染病(以下「感染症等」に、「伝染病患者」を「感染症等の患者」に、「伝染病の」を「感染症等の患者」に、「伝染病の」を「感染症等の患者」に、「伝染病の」を「感染症等の患者」に、「伝染病の」を「感染症等の患者」に、「伝染病の」を「感染症等の患者」に、「伝染病の」を「感染症等の」に、「伝染病菌の附着」を「感染症等の病原体に汚染された物体」に、「附着の」を「汚染された」に改める。

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の4項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合における防疫作業手 当の特例)

- 3 職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)に係る作業であって規則で定めるものに従事した場合は、当分の間、保健衛生業務に従事したものとして第7条第2項の防疫作業手当を支給する。
- 4 職員が新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するた

めに緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事した場合に支給される防疫作業手当の支給額は、別表に定める支給額にかかわらず、 日額4,000円以内で規則で定める額とする。

- 5 前2項の規定により防疫作業手当を支給する場合においては,第11条及 び第12条の規定は適用しない。
- 6 前3項に定めるもののほか、職員が新型コロナウイルス感染症に係る作業 に従事した場合における防疫作業手当の支給に関し必要な事項は、規則で定 める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第6項までの 規定は、令和2年2月16日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第7条第2項に規定する伝染病に係る救 護又は処理作業に従事した職員に対する防疫作業手当の支給については、な お従前の例による。

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員に対し防疫作業 手当を支給する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例(平成12年八千代市条例第14号)の一部を次のよう に改正する。

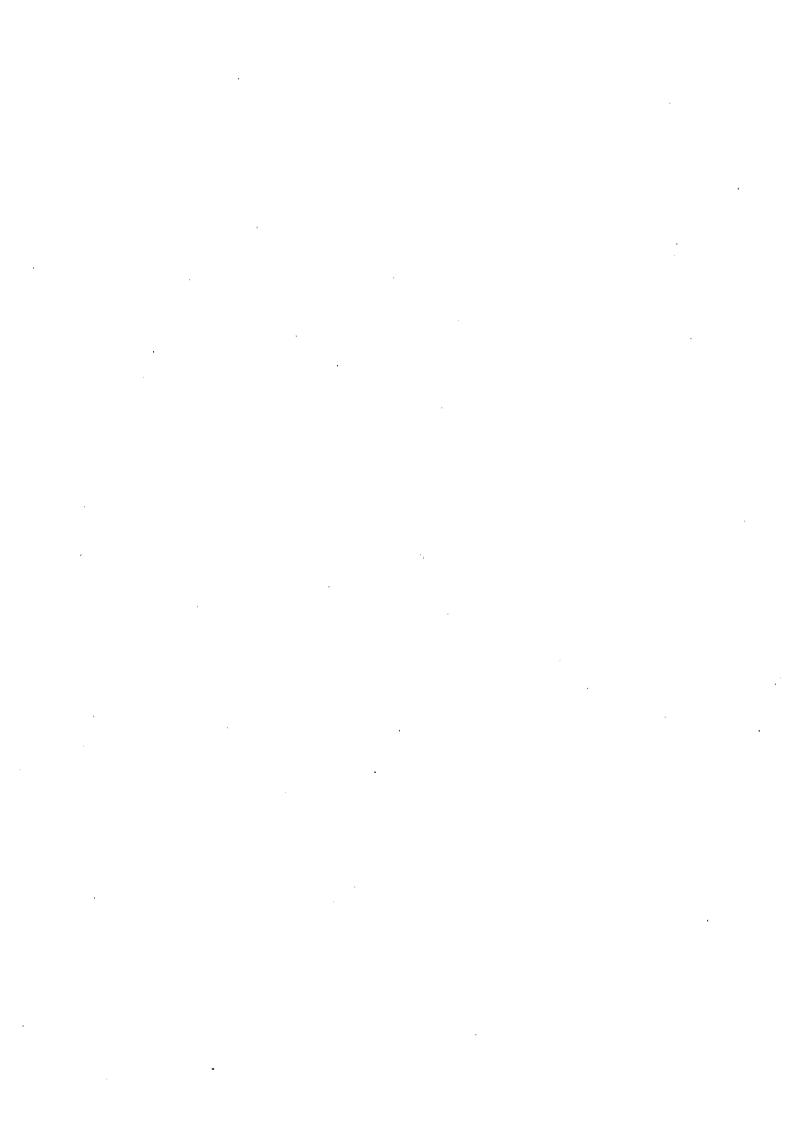
第2条第19号中「除かれた住民票」を「除票(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第15条の2第1項に規定する除票をいう。)」に改め、同条第20号中「除かれた戸籍の附票」を「戸籍の附票の除票(住民基本台帳法第21条第1項に規定する戸籍の附票の除票をいう。)」に改め、同条第23号を削り、同条第24号を同条第23号とし、同条第25号から同条第41号までを1号ずつ繰り上げ、同条第42号の表中「第38号」を「第37号」に改め、同号を同条第41号とし、同条第43号の表中「第45号」を「第44号」に、「第38号」を「第37号」に改め、同号を同条第42号とし、同条第44号とし、同条第45号の表中「第38号」を「第37号」に改め、同号を同条第43号とし、同条第45号の表中「第38号」を「第37号」に改め、同号を同条第43号とし、同条第45号の表中「第38号」を「第37号」に改め、同号を同条第44号とし、同条第46号から同条第50号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等 の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第4号

八千代市子ども支援センターすてっぷ21の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

八千代市子ども支援センターすてっぷ21の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市子ども支援センターすてっぷ21の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

八千代市子ども支援センターすてっぷ21の設置及び管理に関する条例 (平成6年八千代市条例第2号) の一部を次のように改正する。

第3条の表八千代市子ども支援センターすてっぷ21勝田台の項中「八千代市勝田677番地」を「八千代市勝田台5丁目9番地」に改める。

附則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

提案理由

子ども支援センターすてっぷ21勝田台の移転に伴い,条例を改正いたしたい。



議案第5号

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例 を次のように制定する。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する 条例

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成9年八千代市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「診療・調剤報酬証明手数料の」の次に「全部又は」を加え、「について助成金(以下「医療費等助成金」という。)を支給する」を「を助成する」に改める。

第3条の見出しを「(助成対象者)」に改め、同条第1項中「医療費等助成金の支給対象者(以下「受給資格者」を「この条例による助成を受けることができる者(以下「助成対象者」に改め、同条第2項中「受給資格者」を「助成対象者」に改める。

第4条の見出し中「支給」を「助成」に改め、同条第1項中「医療費等助成金は、」を削り、「支給しない」を「助成しない」に改める。

第5条第1項中「受給資格者」を「助成対象者」に、「医療費等助成金として支給する」を「助成する」に改め、同項第2号中「附加給付額」を「付加給付額」に改め、同項第4号中「補てん額」を「補填額」に改め、同項第5号中「受給資格者一部負担額」を「助成対象者に係る自己負担基準額」に、「国民健康保険法等に規定する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1、000円、保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1、000円」を「1日につき300円、通院については

1回につき300円) (市町村民税所得割課税世帯に限る。」に改め、同条第 2項中「受給資格者」を「助成対象者」に、「医療費等助成金として支給する 」を「助成する」に改め、同条第3項を削る。

第6条を次のように改める。

(助成の方法)

- 第6条 この条例による助成は、前条第1項に規定する助成にあっては市のひとり親家庭等医療費等助成事業の実施について委託を受けた病院等に対して、同条第2項に規定する助成にあっては病院等で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った助成対象者に対して、それぞれ助成する額を支払うことにより行う。ただし、同条第1項の助成を受けようとする助成対象者が、病院等以外で国民健康保険法等に基づく療養の給付等を受けたとき、又は病院等に規則で定める受給券を提示しなかったときは、助成する額を当該助成対象者に支払うことにより行うことができる。
- 2 助成対象者は、前項の規定による助成対象者に対する助成する額の支払を 受けようとする場合は、治療終了後に、助成する額の支払の請求をしなけれ ばならない。この場合において、治療期間が1月以上にわたる場合は、月を 単位として支給を行うものとする。
- 3 前項の請求は、前条第1項に規定する助成に係るものについては第1項ただし書に規定する事由に該当する助成対象者が医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から、同条第2項に規定する助成に係るものについては助成対象者が病院等で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った日の属する月の翌月の初日から、それぞれ起算して2年以内に行わなければならない。

第8条を第9条とし、第7条の見出し中「医療費等助成金」を「助成金」に 改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(受給券の交付及び返還)

- 第7条 この条例による助成を受けようとする助成対象者は, あらかじめ規則 で定めるところにより市長に申請し, 受給券の交付を受けなければならない。
- 2 受給券の交付を受けた助成対象者は、前項の規定により申請した内容に変 更が生じたとき、又は第3条第1項に規定する助成対象者の要件を欠き、若

しくは同条第2項各号のいずれかに該当することになったときは,速やかに 市長に届け出るとともに,受給券を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「診療・調剤報酬証明手数料の」の次に「全部又は」を加える部分に限る。)並びに第5条第1項第2号、第4号及び第5号の改正規定(「受給資格者一部負担額」を「助成対象者に係る自己負担基準額」に改める部分を除く。)は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(前項ただし書に係る部分に限る。)は、令和2年11月1日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定(第1項ただし書に係る部分を除く。)は、令和3年 11月1日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に 行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 改正後の条例第7条第1項の規定による申請及び受給券の交付は、令和3 年11月1日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

提案理由

ひとり親家庭等に対する医療費等助成金の額及び支給方法を見直すため,条 例を改正いたしたい。



議案第6号

八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例の制定について

八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業の施行に関する条例を 廃止する条例を次のように制定する。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業の施行に関する条 例を廃止する条例

八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業の施行に関する条例 (昭和62年八千代市条例第16号) は、廃止する。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

提案理由

八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業の終了に伴い,条例を 廃止いたしたい。



議案第7号

決算認定について

令和元年度八千代市一般会計及び特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意 見を付けて、議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第8号

八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和元年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金1,276,225,4 18円のうち667,132,634円を資本金へ組み入れ,609,092,784円を減債積立金に積み立てる。

令和元年度八千代市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて,議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則



議案第9号

八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和元年度八千代市公共下水道事業会計未処分利益剰余金303,994, 471円のうち142,139,752円を資本金へ組み入れ,161,85 4,719円を減債積立金に積み立てる。

令和元年度八千代市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見 を付けて、議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則



議案第10号 令和2年度八千代市一般会計補正予算 (第6号)

議案第11号 令和2年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)



議案第12号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度八千代市一般会計補正予算(第5号)について特に緊急を要する ものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

• · .

議案第13号

議決事件の一部変更について

令和元年8月27日に議決された議案第20号契約の締結について(八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業)中,次のとおり契約金額を変更する。

令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

1 契約金額

変更前 2,366,205,129円

変更後 2,367,332,629円

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第14号

教育委員会委員の任命について

八千代市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。 令和2年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 石井伸一

住 所 千葉県八千代市勝田台南

提案理由

令和2年9月30日付けで任期満了となることに伴い,次期教育委員会委員 を任命いたしたい。